

2019年9月27日
日本政策金融公庫**「令和元年台風第17号による災害により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」の設置について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）佐賀支店農林水産事業は9月27日付で「令和元年台風第17号による災害により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまの相談窓口」を以下のとおり設置しました。本災害により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

相談窓口	お問い合わせ先
佐賀支店 農林水産事業	電話 0120-959-045 住所 佐賀市駅南本町4-21 5階

日本公庫は、本災害により被害を受けられた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【主な資金制度】

資金名	資金の使いみち (※1)	融資限度額	融資期間 (うち据置期間)	利率 (※2)
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%又は1施設あたり300万円 (特例1施設あたり600万円(※3))のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	0.02%
農林漁業 セーフティネット 資金(災害)	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】(※4) 年間経営費等の6/12以内	10年以内 (3年以内)	0.02%

※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

※2 利率は令和元年9月27日現在のものです。金利情勢により変動します。

※3 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

※4 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。